

○ 判定区分Ⅳの施設は、いずれも緊急措置（全面通行止め及び通行車両の重量制限）を実施

<判定区分Ⅳのリスト>

○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
御船町	四宮橋	町道落合浄光寺線	1934	桁底板部に剥離・鉄筋露出が見られ、特にP2-A2径間部の鉄筋には著しい腐食。
阿蘇市	尾籠橋	市道黒川線	1967	橋脚のパイルベントに水平、鉛直方向のひび割れが発生。
阿蘇市	下小野橋	市道狩尾萱原4号線	1963	橋台の堅壁前面(沓座部)に剥離・鉄筋露出が発生。

<判定区分Ⅳのリスト>

○トンネル

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
該当施設なし				

○道路附属物等

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
該当施設なし				

※判定区分

区分	状態
I	健全 構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態